

## 地方独立行政法人広島県立病院機構 ロゴマーク使用ガイドライン

### 1 目的

本ガイドラインは、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「当機構」といいます。）のロゴマークの適正な使用を促進し、当機構のブランドイメージ及び社会的信用の維持・向上を図ることを目的とします。

なお、ロゴマークのデザイン、表示方法、色彩等の詳細については、別紙「地方独立行政法人広島県立病院機構ロゴマーク使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」といいます。）に定めるものとします。

### 2 使用承認

当機構ロゴマークを使用しようとする者は、使用開始を希望する日の1週間前までに、別紙「地方独立行政法人広島県立病院機構ロゴマーク使用申請書」（以下「使用申請書」といいます。）を提出し、当機構の承認を得なければなりません。

なお、使用承認に当たっては、必要に応じて、条件を付することがあります。

### 3 使用

当機構ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」といいます。）は、承認された目的及び範囲を超えて、当機構ロゴマークを使用してはなりません。

また、使用者は、使用者以外の第三者に当機構ロゴマークを使用させてはなりません。

### 4 権利帰属

当機構ロゴマークに関する一切の権利（著作権、商標権その他の知的財産権を含みます。）は、当機構に帰属します。

使用承認は、当機構ロゴマークに関する権利を使用者に譲渡するものではなく、使用者が承認された目的及び範囲内で使用することのみを認めるものです。

### 5 使用停止措置

次のいずれかに該当する場合は、使用者に対して、当機構ロゴマークの使用停止、使用承認の取消し、その他必要な措置を求めることがあります。

- (1) 本ガイドライン又は使用マニュアルに違反した場合
- (2) 当機構の信用又は品位を損なうと認められる場合又はそのおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反する方法で使用をしたと認められる場合又はそのおそれがある場合
- (4) 当機構との雇用関係、提携関係、後援、推奨又は承認があると誤認される方法で使用了場合
- (5) 他法人のサービス名、商標、企業名等の一部として使用した場合
- (6) その他、当機構が不適当と認めた場合

### 6 免責事項

当機構は、当機構ロゴマークの使用及び使用停止等により使用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

使用者は、当機構ロゴマークの使用に関し、第三者との間で紛争等が生じた場合、自己の責任及び負担においてこれを解決するものとします。また、当機構に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

当機構が当機構ロゴマークの使用を承認した場合であっても、使用者の活動内容、商品、サービス等を推奨し、保証し、又は承認するものではありません。

## 7 本ガイドライン及び使用マニュアルの変更

当機構は、必要と認める場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、本ガイドライン及び使用マニュアルの内容を変更することができます。

変更後の本ガイドライン及び使用マニュアルは、当機構のホームページに掲載された時点からその効力を生じるものとし、使用者は、変更後も当機構ロゴマークを使用し続けることにより、変更後の本ガイドライン及び使用マニュアルに同意をしたものとみなされます。

## 8 その他

本ガイドライン及び使用マニュアルに定めるもののほか、当機構ロゴマークに関し必要な事項については、当機構が別に定めるものとします。

## 9 お問い合わせ先

本ガイドライン及び当機構ロゴマークの使用に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

地方独立行政法人広島県立病院機構 法人本部総務課

TEL：082-228-6623（代表）

メール：kikouhonbu@hpho.jp